

平成 2 4 年 第 2 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 4 年 6 月 1 1 日

閉会 平成 2 4 年 6 月 1 4 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 4 年第 2 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日程
6・11	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 請願・陳情審査付託の件 （散 会） 総務常任委員会（請願・陳情審査）
12	火	休 会
13	水	休 会
14	木	本会議（開 議） 常任委員長報告 （閉会中の継続調査報告＝総務・建設経済・文教厚生） 請願・陳情審議 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第 1 号 (6 月 11 日)	頁
1 議事日程	3
2 出席議員	3
3 欠席議員	3
4 説明のため出席した者の職指名	4
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	11
日程第 1 会議録署名議員の指名	12
日程第 2 会期の決定について	12
日程第 3 諸報告	12
日程第 4 町長の提案理由説明	12
日程第 5 一般質問	13
(1) 川尻成美議員第 1 回目一般質問	13
○ 竹崎町長答弁 14	
○ 山元商工観光課長答弁	14
川尻成美議員第 2 回目一般質問	15
○ 山元商工観光課長答弁	15
川尻成美議員第 3 回目一般質問	15
○ 山元商工観光課長答弁	15
川尻成美議員第 4 回目一般質問	14
○ 山元商工観光課長答弁	16
○ 山元商工観光課長答弁	16
川尻成美議員第 5 回目一般質問	16
○ 竹崎町長答弁 16	
川尻成美議員第 6 回目一般質問	17
○ 竹崎町長答弁 17	
川尻成美議員第 7 回目一般質問	17
○ 竹崎町長答弁 18	
川尻成美議員第 8 回目一般質問	18
○ 山元商工観光課長答弁	18
川尻成美議員第 9 回目一般質問	18
○ 山元商工観光課長答弁	18
川尻成美議員第 10 回目一般質問	18
○ 山元商工観光課長答弁	18

川尻成美議員第 11 回目一般質問	19
(2) 坂本登議員第 1 回目一般質問	19
○ 竹崎町長答弁	20
○ 山口建設課長答弁	20
○ 井上企画財政課長答弁	21
坂本登議員第 2 回目一般質問	21
○ 竹崎町長答弁	22
坂本登議員第 3 回目一般質問	22
○ 竹崎町長答弁	23
坂本登議員第 4 回目一般質問	23
○ 竹崎町長答弁	24
坂本登議員第 5 回目一般質問	24
○ 竹崎町長答弁	25
坂本登議員第 6 回目一般質問	25
○ 竹崎町長答弁	26
坂本登議員第 7 回目一般質問	26
7 日程第 6 請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を 速やかに求める意見書提出を求める請願	26
8 日程第 7 陳情第 6 号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情	26
9 散会	26

第 2 号 (6 月 14 日)

1 議事日程	29
2 出席議員	30
3 欠席議員	30
4 説明のため出席した者の職指名	31
5 事務局職員出席者	31
6 開会 開議	33
(一括議題 = 日程第 1 2 まで)	
日程第 1 請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を 速やかに求める意見書提出を求める請願	33
日程第 2 陳情第 3 号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求 める意見書を地方自治法 9 9 条により提出することを求	

		める陳情	33
日程第 3	陳情第 4 号	最低保障年金制度の創設を求める陳情	33
日程第 4	陳情第 5 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める 陳情	33
日程第 5	陳情第 6 号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求め る陳情	33
日程第 6	陳情第 7 号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の 提出に関する陳情	33
日程第 7	陳情第 8 号	所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書の提出を求める 陳情	33
日程第 8	陳情第 9 号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求 める陳情	33
日程第 9	陳情第 1 号	湯浦慰霊塔の移設に関する陳情	33
日程第 10	陳情第 2 号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情	33
日程第 11	陳情第 3 号	天文台建設を行って頂くための陳情	33
日程第 12	陳情第 6 号	消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情	33
日程第 13	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	46
		平成 2 3 年度芦北町一般会計補正予算（第 9 号）	
日程第 14	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	47
		芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 15	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	47
		芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第 16	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて	49
		工事請負契約の変更について	
日程第 17	報告第 1 号	継続費繰越計算書について	50
日程第 18	報告第 2 号	一般会計の繰越明許費繰越計算書について	51
日程第 19	報告第 3 号	簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書につい て	51
日程第 20	報告第 4 号	水道事業会計の繰越計算書について	52
日程第 21	報告第 5 号	有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告に ついて	53
日程第 22	報告第 6 号	有限会社御立岬の経営状況の報告について	54
日程第 23	議案第 39 号	平成 2 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）	55
日程第 24	議案第 40 号	平成 2 4 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）	57
日程第 25	議案第 41 号	芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	57

日程第 26	議案第 42 号	芦北町東部保健福祉センター条例の一部を改正する条例 の制定について	59
日程第 27	議案第 43 号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	59
日程第 28	議案第 44 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	60
日程第 29	議案第 45 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	61
日程第 30	議案第 46 号	財産の取得について	62
日程第 31	同意第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	63
日程第 32	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	64
日程第 33	議員派遣の件		64
(一括議題 = 日程第 37 まで)			
日程第 34	総務常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出		65
日程第 35	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		65
日程第 36	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出		65
日程第 37	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		65
7	閉 会		65

平成24年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年6月11日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

日程第4 町長の提案理由説明

日程第5 一般質問

（一括議題＝日程第7まで）

日程第6 請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願

日程第7 陳情第6号 消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情

（散会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 水 口 宣 之 君
15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 耀 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵 美 子 君
16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職指名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	坂 梨 優 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
税 務 課 長	吉 田 茂 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	山 元 信 作 君	建 設 課 長	山 口 純 志 君
上下水道課長	湯 野 一 之 君	会計管理者兼会計室長	早 川 純 一 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農業委員会事務局長	江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	寺 川 健 一 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	-----------	---------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会
期 日 平成24年3月23日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合 2階講堂
議 題
 - ・専決処分の報告及び承認について
平成23年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）（原案承認）
 - ・平成23年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）（原案可決）
 - ・平成24年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・物品購入契約の締結について（原案可決）
- 3 平成24年度町村議会議長研修会
期 日 平成24年5月9日（水）
場 所 自治会館 2階講堂
議 題 講演「これからの政局・政治展望」 政治アナリスト 伊藤惇夫 氏
- 4 第37回町村議会議長・副議長研修会
期 日 平成24年5月28日（月）～5月30日（水）
場 所 東京都 メルパルクホール
内 容 講演及びシンポジウム
 - 「わが町の議会活性化への取り組み」
 - 「今後の町村議会のあり方と自治制度」
 - 「東日本大震災後の・・・頑張れニッポン」ほか

上記のとおり報告する。

平成24年6月11日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第 1 1 号
平成 2 4 年 6 月 6 日

芦北町議会議長 藤 井 公 明 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 . 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金(歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金)
の出納及び保管

2 . 検査現在期日

平成 2 4 年 5 月 3 1 日

3 . 検査実施日

平成 2 4 年 6 月 6 日

4 . 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金(一時借入金なし)の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,447,323,566 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	4,484,827,999 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	45,267,074 円
	計	5,977,418,639 円
水 道 事 業 会 計		263,139,430 円

議員派遣の結果報告

1. 第37回町村議会議長・副議長研修会

(1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため

(2) 派遣場所 メルパルクホール

(3) 期間 平成24年5月28日(月)から30日(水)まで3日間

(4) 派遣議員 寺本副議長

(5) 内容

5月29日(火)

(町村議会活性化事例)

○「わが町の議会活性化への取り組み」

埼玉県嵐山町議会議長 長島郁夫 氏

(シンポジウム)

○「今後の町村議会のあり方と自治制度」

<コーディネーター> 山梨学院大学大学院社会科学研究科長・中央大学名誉教授
今村都南雄 氏

<パネリスト> 明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦 氏
山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭 氏
山形大学人文学部教授 金子優子 氏
東海大学政治経済学部教授 岡本三彦 氏

5月30日(水)

(講演)

○「日米文化比較論」～東日本大震災後の・・頑張れニッポン～

山形弁研究家 ダニエル・カール 氏

○「議員の健康管理術」～免疫力を高める生活のすすめ～

人間総合科学大学教授・東京医科歯科大学名誉教授 藤田紘一郎 氏

上記のとおり報告する。

平成24年6月11日

芦北町議会議長 藤井公明

平成 2 4 年第 2 回 芦北町議会 6 月定例会 一般質問通告書

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の 相手
1	川尻成美	太陽光発電 (メガソーラ ー)への取り 組みについ て	現在、国内全ての原発が止まり夏のピーク時の電力不足が懸念される中で、国民の節電意識も高まり自然エネルギーへの取り組みが各地で行われている。本町では、24年度～26年度の実施計画の「工業振興」の項にメガソーラー誘致事業を新規事業としてあげている。 その具体的な事業計画をあきらかにされたい。 この事業による本町のメリットは何か。 町民への説明責任を果たすために具体的にどうするのか。	町長 町長 町長
2	坂本 登	1 伏木氏 川の渇水対 策事業につ いて	南九州西回り自動車道トンネル工事にともない伏木氏地区を流れる川の水が枯渇し農業用水、生活用水に支障が出ている。 町長は伏木氏地区の渇水対策についてどのように促進し、どのような対策を講じてきたのか。現状は住民の要望に十分応えていると考えているのか。 また、国交省八代河川国道事務所と話し合った際に、6月6日、この問題で芦北町と話し合うということであったがどのような内容であったか。	町長及 び課長
		2 携帯電 話受信エリ ア拡大につ いて	横居木、銅山、上原地区などの山間地域では、若者の中で携帯電話の受信が出来ない、又は出来にくいという声が多い。 災害防止、安全対策上からも問題がある。又、携帯電話も使えない地域では若者や住民が困っている。 芦北町は携帯電話の受信エリアの実態を把握しておられるかお答えください。全町で携帯電話が使用できるよう携帯電話会社などに申し入れをして欲しいかがか。	

	3 原発ゼロ宣言を行い自然エネルギーの本格的活用をめざす町づくりについて	全国的には自治体の長や自治体が原発ゼロ宣言を行うところが増えてきている。メガソーラー活用の事務処理を進めるにあたり、芦北町として原発ゼロ宣言を行い自然エネルギーの本格的活用をめざすべきだと思うがいかがか。	町長及び課長
--	---	---	---------------

平成 2 4 年第 2 回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H24.6.4 請願第 1 号	芦北町湯浦 227 - 2	徳田 健児 紹介議員 林田 耀宏	尖閣諸島をはじめとする 我が国の領土領海を守る 処置を速やかに求める意 見書提出を求める請願	総務 常任委員会
H24.5.29 陳情第 6 号	葦北郡津奈木 町岩城 2123 - 40	熊本県建築労働組 合 水俣芦北支部 支部執行委員長 坂口正人 外 2 人	消費税率引上げに反対す る意見書を求める陳情	総務 常任委員会

開会 午前１０時００分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成２４年第２回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、本年４月１日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。初めに江上農業委員会事務局長。

- 農業委員会事務局長（江上 繁君） おはようございます。４月１日付の人事によりまして、農業委員会事務局長を拝命いたしました江上でございます。微力ではございますが、精一杯努力してまいります。皆さま方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君） 次に楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） おはようございます。住民生活課長を拝命いたしました楠原でございます。皆さまへの御挨拶代わりに、せん越ながら短歌の一首詠みをさせていただきます。

水無月の 雲を突き抜け大空に 夢芦北は輝き放つ

芦北町は梅雨空のような日本の閉塞状況などを吹き飛ばし、活力ある元気な町にしなければなりません。太陽を夢と希望にあふれる芦北町に見立て、詠ませていただきました。私はこのような思いのもと、微力ではございますが、与えられた職責を全うしたいと決意しておりますので、議会におかれましても何卒お引き立て、お引き回しのほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君） 次に山元商工観光課長。

- 商工観光課長（山元信作君） おはようございます。４月１日付で商工観光課長を拝命いたしました山元信作でございます。微力ではございますが、精一杯努力いたしますので、御指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君） 次に本山教育課長。

- 教育課長（本山 昭君） おはようございます。４月１日付をもちまして教育課長を拝命いたしました本山でございます。元より微力ではございますが、一生懸命職務を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 次に藤井生涯学習課長。

- 生涯学習課長（藤井哲郎君） おはようございます。同じく生涯学習課長を拝命いたしました藤井哲郎でございます。精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 次に宮下福祉課長。

- 福祉課長（宮下祐一君） おはようございます。４月１日付で福祉課長を拝命致しました宮下でございます。微力ではございますが、本町福祉行政の更なる推進に向け、誠心誠意取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君） 以上で挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程に従って、会議を進めてまいります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（藤井公明君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、１番 坂本君及び２番 林田君の２人を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２ 会期の決定について

- 議長（藤井公明君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、６月１４日までとの答申をいただいております。本日から６月１４日までの４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から１４日までの４日間に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３ 諸報告

- 議長（藤井公明君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長の諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配布のとおりです。

以上で諸報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第４ 町長の提案理由説明

- 議長（藤井公明君） 日程第４ 町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会６月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

まずもって、みなさん御承知のことと思いますが、本町出身の藤井瑞希選手が７月２７日に開会するロンドンオリンピックのバドミントン女子ダブルスに出場いたします。本町におきましては、４８年ぶりの快挙であります。先日、各種団体の協力を得まして、後援会を立ち上げたところでございます。今後、激励の署名などを集めまして、町民一人ひとりの応援メッセージや熱い思いを藤井選手に届けたい、そして、町を挙げて応援、後方支援をしたいと考えているところであります。皆様方の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず平成２３年度芦北町一般会計補正予算、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定及び工事請負契約の変更に係る専

決処分の承認4件、継続費繰越計算書、一般会計及び簡易水道事業の繰越明許費繰越計算書、水道会計の繰越計算書の報告並びに有限会社芦北マリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告書を提出しております。また、平成24年度芦北町一般会計補正予算ほか、特別会計に係る補正予算1件、芦北町印鑑条例の一部を改正する条例ほか2件の条例改正、熊本県市町村総合事務組合規約及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更、さらに財産の取得1件、合計8議案と人事案件2件をあわせて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2人で、通告書をお手元に配布しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう、なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。梅雨もそろそろ始まる頃というふうに思いますが、6月定例会の開会初日に当たりまして、今回私は、通告しております1点、太陽光発電メガソーラーへの取り組みについてであります。このことにつきましては、先の6月5日議会全員協議会で担当から説明がっておりますが、私はその前に通告をしております、あえて一般質問という形で町民の皆様にも知っておくべき事業ということで、そういう観点から一般質問をさせていただきます。全員協議会での質問と重複するところもあると思いますが、答弁の方御理解いただきよろしく願いをしておきます。

さて、現在国内すべての原子力発電所が停止をしております。夏のピーク時電力不足が懸念されております中に、国民の節電意識等も高まり、自然エネルギーへの取り組みが各地で行われているのはご存じの通りであります。私の調査したことで少々報告をいたしますが、電気事業連合会の2011年12月1日現在の公表によりますと、500kw未満の計画を除く、要するにメガソーラーという形の計画公表済みのメガソーラー発電所が、全国で24カ所あるということでございます。概算導入量は、13万3,300kwであります。すでに運転を開始している発電所が11カ所あり、4万500kwの発電量というデータであります。

現在の我が国における太陽光発電を設置する2011年の住宅も含めた累計の総電力が500万kwということのデータでございまして、そのうちのこの83%が住宅用の太陽光発電ということでございます。原発1基が100万kwでございますので、約5基分が太陽電池施設で賄っているということに値するというふうに理解しております。

さて、本町では平成24年度から26年度の実施計画があります。これが実施計画でございますけども、毎年ローリングして見直されますが、そこで今年度よりですね、工業振興の方にメガソーラーの誘致事業を新規事業としてあげてあるわけであります。平成24年度から26年度の3カ年の事業総額が115万円で、24年度今年度が15万円、25年、26年が各50万ずつでございます。

そこで、第1点の質問は、このメガソーラー誘致事業としての具体的な事業計画を明らかにしていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、この事業計画は公有地への誘致事業であり、この事業による本町のメリットを考えて誘致されるというふうに思いますので、どのようなメリットがあるのか。また当然それには弊害といえますか、デメリットの方も予測されるわけでありますので、それも合わせて公表いただければというふうに思います。

第3点は、今後町民への説明責任というのが一番重要であります。こういう事業におきましては住民も期待をしておりますし、特に地元を候補地である地元住民の方への責任、説明責任は重要かというふうに思いますので、どういうふうな具体的な理解を求めているのか、ということで質問をいたします。以上、質問を終わりますが、今回は一つの問題でございまして、十分時間もあるかと思いますので、答弁の方も明快かつ具体的に求めて1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 太陽光発電メガソーラーへの取り組みについてのお尋ねでございます。東日本大震災後の原子力発電の懸念から、熊本県からの大規模太陽光発電所設置候補地等の調査を受けまして、本町ではいち早く矢城牧場跡地と、女島埋立地を設置候補地として手をあげました。現在、希望する事業者から事業企画提案書を提出してもらい、選定作業に向けた準備を行っております。今後、選定委員会を設置いたしまして、選定後に地元説明会を経て、企業進出協定を締結する計画であります。

この事業による本町のメリットは何かということではありますが、川尻議員はもう十分研究し尽くしておられますから私が申し上げるまでもないと思いますけれども、設置によります地元への経済効果、あるいは新たな収入源の確保、メガソーラー施設への視察等による集客、設置による町のイメージアップ、また、他の分野の誘致企業に比べて、環境への負荷が格段に低いなどであります。

デメリットにつきましては、質問の要旨にございせんでしたので、お答えできるまでの検討はしておりませんが、実はデメリットは検討いたしましたが、特段ありませんでした。

それと、町民への説明責任ということでございますが、これは責任というよりも、その必要はありますので、今後地元説明会や広報紙等による周知を考えております。

以下、具体的なお尋ねにつきましては、また担当課より答弁をさせます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） はい、実施計画にあります24、25、26年度の計画でございますが、24年度につきましては、本年矢城牧場跡地、それから女島埋立地を計画して

おります。25年、26年度につきましては、これ以外の適地調査と誘致活動を行ってまいります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） はい、私は具体的にということで書いてありますが、いわゆる一般質問というのは全員協議会と違いまして、町民に向けての発信でということもありますし、議会としての町民代表の議員としての質問を果たすべきこととございましてですね、資料もありますけども、いわゆるこれまでの経緯等もありますが、今現在どのような形まで進んでおるのか。聞きますと、もう業者選定委員会も作っておられますし、選定会を開かれたのかというの分かりませんので、そういう形の中でですね、事業計画の日程等についても説明いただければというふうに、まずその方からお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 今後の計画でございますが、6月18日に選定委員会を発足して評価基準に従い選定し、7月中に事業者を決定したく、候補者、各候補地の事業者説明会の推移を見て県と協議をいたしまして、調印式を行いたいと考えております。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう形で進められるなら、まず工事の竣工という形もだいたい予定に入れておられると思いますけども、女島埋立地においてはですね更地でありますので、案外、設置条件も整っておりますのでスムーズにいくと思いますが、矢城の方はですね、原野というような形になっておりますので少々時間も開発に時間がかかると思いますが、そういう具体的な竣工予定等はどうなっておりますか。それは、業者だと思いますけれども。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） はい、お答えいたします。今御指摘の矢城牧場跡地は、原野でございます、当然、伐採造成が必要になってこようかと思います。調印式後は業者が決定いたしますので、その業者の施工の工程によりまして変わってくるかと思いますが、業者次第では3期に分けたりしてある業者もございますので、1期目に24年度、その後随時供用が開始されるものと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今の業者はもう2地区に候補地に、また例えば聞くとところによりますと、建設業界も大手ゼネコンと地元ベンチャーで提出しているというの聞いておりますが、何業者ぐらいだいたい来ておられるのか。そういうことを今から選定はされるんですけども、選定におきます基準等については、どのような基準をされるのか。それと一問一答式のような感じでなっておりますので非常に私もしやすいんですけども、時間の関係上ですねあと2、3点ありますが、要するに町としての誘致でありますので、公有地ですので、メリットという形で土地を貸与されるのか。貸与するなら、契約期間は例えば7月1日から売電の42円というのが法律化されますので、それにらんで各全国でそういう業者がビジネスとしてですね手をあげておりますので、期間は多分20年というふうな形を私のデータで

ありますが、町としてはどういう計画をされるのか、協定においてのですね。そういう内容も説明いただければというふうに思いますが。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長

○商工観光課長（山元信作君） はい。選定の基準でございますが、事務局としましては法人の事業体の概要とその体力、それから事業計画、規模とか事業費、収支計画等を吟味し、芦北町に対する地域貢献度等を考慮しまして選定委員会で選定をお願いいたします。期間につきましては、買い取りと借地業者によりまして2つの提案がなされておりますので、いずれにしましても選定委員会で選定いただくこととなりますが、借地にしましてはこの買い取り期間中20年を予定しております。以上です。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） はい、業者数でございますが、矢城牧場跡地が10社、女島埋立地が8社の提案書が提出されております。両方に出されているのが5社でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 我々が議員として審査する中で、公有財産でありますので貸与の場合は大体そう問題もないかもしれませんが、売却という形になりますと非常に議会でもですね、議決要件に値する物件と思いますので、相当の調査をしなければいけないので、その点について資料において貸与と売却という形があったものですからね。売却ならですね、企業は倒産ということもありますので、体力のあるところだというふうには思いますけども、できれば場所の私見的には貸与の方がいいんじゃないかなというふうには考えておりますし。私も女島埋立地には関わりを持った人間でありまして、企業誘致がなかなか進まないということで、この発電所の誘致には9月議会でですね引き出したわけでありまして、手を挙げたということでその方に進むんじゃないかというふうに私も期待をしておりますし、なかなか雇用の創出というのは望めないわけですけども、しかしながら今後ですねいろんな方法ができると思います。これにも書いてありますように、見学者の来訪でその集客を望むというふうな形がありますけども、今建設中でありまして、8月から、もう女島活力推進センターが供用開始をするわけであって、特に教育環境という形では教育委員会の方もですね、視野に入れて見学コーナー的にですね、施設を使って活性化につなげるというようなことも予想されますし、他も供用開始している太陽光発電のメガソーラーのところもそういうことをしておりますので、そういう計画の中にですね盛り入れるということも、町の1番の条件として今後いかれると思いますけども、町長の方の今後のそういうそれを一つの町のビジネスチャンスといいますか、集約、そして地元が少しでも潤うようにというようなこと。古石の方でもですね、みどりの里もありますし、そういう形の施設をそういう見学の、なんと言いますか、多目的広場とか、あれですね、コーナーを作るというようなことも今後考えていくべきと思いますが、町長の方の考えはいかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おっしゃる通りでありまして、もしこれが誘致そして操業開始となりますと、多面的にわたってこれを活かしていきたい。そのように考えております。当然、今

おっしゃった地元とは、深い関わりをあるいは強い関わりを持っていくわけでありますので、地元の方々とも当然協議しながら、あるいは町民の皆さん方からのご提言を頂戴しながら進めてまいりたいと思います。なお、前段の売却か貸与かということでございますが、これも選定委員会の方で十分検討する。これはやはり進める以上は成功させなければいけませんし、まさかもしやの事態があるといけませんので、気持ちとしては急がれるものでございますけども、そこは慎重を期して確実な方法、確かなものにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町としての初期投資がいらないものですからね。そういう、あまり私たちの議決要件ではありませんけども、しかしこれは今後の事業としては非常に素晴らしい事業になるものというふうに期待しておりますので、町長が言われましたようにしっかり軸足をですね決めてやってもらいたいなというふうに思います。ちなみにですね、ほかの貸与の場合のですね、20年間で10ヘクタールぐらいを貸与した場合の価格とかは調べておられないわけですか。どんなですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 提案書によりまして様々なんです。ですから低い価格のもの、高い価格のものございますので様々でありまして、今それを一概には出せない状況でございます。もちろん高い方、貸すにすれば高い方がいいわけです。しかし将来安全なのかどうかということもありますので、いずれにしても町にメリットがあるかどうかということが選定の大きな判断基準になるかと思えます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議会への全員協議会という形で1回行われましたけども、随時あと1回ぐらいはですね、大体選定した後のですね交渉事等はしてもらうか、また閉会中の所管の調査事項としてですね挙げていただければいいかなというふうに私も思っておりますし、これにはですね最初の我々の議員としても勉強が必要だろうというふうに思いますので、ちなみに私ずーっと3週間ぐらい前からですね、昨日あったんですけど、熊本自然エネルギーフォーラム、第2回のこれに行ってきましたけども、城彩苑でですね。熊本大学、学園大学の学長あたりも来て、政治家OB、現職もおいでになっておられましたけども、非常に、講師の方がサンヨー電気の元社長ということで、熊大出身でですね、熊本県にも非常に愛着のある方で、2時間ほど講演をされたわけであります。その中でいろいろ事例がですね載っていたわけでありますけども、参考までにですけども、太陽の1時間のエネルギーはいくらだと思いますか。10万億兆kwだそうで、1時間でですね世界のエネルギーを使えるそうです。その出力を持っているというようなですね、これは絶対覚えておけよと言われましたので覚えて来たんですけども。そういう今からの太陽の熱、エネルギーを利用するということは、非常に大事であるということを言われましたし、非常に嬉しかったことがですね、熊本県でも24の市町村が住宅用に補助金を出しておりますが、芦北町もその中に記載してありましたし、記載してなかったら言おうかなと思ったんですけども、記載してありましたし、

今も補助金が出ておりますけどもですね。こういう普及という太陽光のこれにちなんでですね、今後住宅関係の太陽光とかですね、メガソーラーのみならずですね太陽光発電の啓発活動というのはどういうふうにされる考えでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これには特に県のエネルギー政策も大きく関連しておりますので、それら等見極めながらまた進めてまいりたいと思います。現行の制度が存続される以上は、本町でもこれには対応をすべきと考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこでですね、企業誘致に対して、この誘致の条件とは違うと思んですけども、企業誘致をした場合に町でもいろいろ緩和措置がございますけども、この物件については税法上の優遇措置とか、そういうのはどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただ今のお尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） まず、設備の関係の固定資産税の免除がございます。3年間の免除がございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今来ておられる業者もですね、そういうのはやっぱり具体的に調べて行政の方の折衝があるかと思いますし、1メガで大体3億から4億ぐらいかかりますのでですね、2カ所ですと相当な事業になるわけで、果たして売電してそれが投資して採算取れるのかというふうに私も思んですけども、なかなか家庭と事業とはですね違うものですから、そういう優遇措置はしてやらなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので。わかりました。今から十分選定委員会等でやるということでございましたので安心をしましたが、大体の供用開始というのは、最後にですけども、2カ所をどんなふうに考えておられるのか、最後をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 女島につきましては、今提案されている規模がそう大きくございませんので、今年度中にはという目指していらっしゃる企業が多うございまして、矢城に至りましては面積が大変広く事業がかさみますので、ここはそれぞれの事業者さんで供用開始が変わってくるかと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 矢城の方におきましては全部町有地になりますか。民有地はないんですか。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） すべてが町有地でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○ 12番(川尻成美君) 最後にですけども、今後の議会への説明会も要望的にお願いをしておきますし、供用開始してからの雇用の創出がございませんので、見学者の特に自然エネルギーについての子どもたちの勉強の場としてのですね活用を、施設も両方とも近くに、特に女島の方は初めての出発でございますので、そういうアドバイス等してもらいながらですねやっていただければというふうに申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長(藤井公明君) 川尻君の質問が終わりました。次に坂本君。

○ 1番(坂本 登君) 皆さんご苦労様です。新課長の皆さん責任ある仕事に就かれ、おめでとうございます。町民の命と暮らしを守るために共に頑張りましょう。

先に通告している項目について順次質問をいたします。町長及び執行部の皆さんの前向きな答弁をよろしく願いいたします。それでは早速質問に入ります。

1、伏木氏川の渇水対策事業について。最初に伏木氏川の渇水対策事業についてお尋ねいたします。今年4月、私が3月議会報告のチラシを配っていたとき、伏木氏の住民の方から南九州西廻り自動車道新佐敷トンネル工事に伴い、伏木氏地区を流れる川の水が枯渇し、農業用水、生活用水に支障が出ている。国は一定の対策は講じているが、住民の要望に沿うものになっていないという要求が出されました。町長は伏木氏の渇水対策についてどのように捉え、町としてどのような対策を講じてこられたのか、また現状は住民の要望に十分応えていると考えておられるのかお答えください。私が5月11日国交省八代河川国道事務所と話し合った際に、6月6日この問題で芦北町と話し合うということでありましたが、話し合いは行われたのか、内容はどのようなものであったのかお答えください。

2、携帯電話受信エリアの拡大について。次に携帯電話受信エリアの拡大についてお尋ねいたします。今日、携帯電話の活用は急速な勢いで拡大しています。日本全国、若い人はもちろん、高齢者、障害者、子どもたちも含め手放せないものになっています。これは携帯電話の果たす存在価値が、意思の伝達、情報の共有、仕事の連絡、安全の確認、災害の防止、趣味、娯楽での活用など広い分野にわたって重視されてきているからだと思います。芦北町は、山間地に多くの集落が点在しているのが特徴です。永谷、銅山、上原地区などの山間地域では、若者の中に携帯電話の受信ができない、またはできにくいという声が多く聞かれます。災害防止、安全対策上からも問題があります。また、携帯電話も使えない地域では、若者や住民が困り、希望が持てません。通告書では、横居木の通告をしていましたが、調べたところ横居木はドコモがエリアで通じますので、本壇からは省かせていただきました。芦北町は災害防止、安全対策上、町として携帯電話の受信エリアの実態はつかんでおられるのかお答えください。また、全町で携帯電話が使用できるよう、携帯電話会社などに申し入れをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

3、原発ゼロ宣言を行い、自然エネルギーの本格的活用を目指す町づくりについて。最後に原発ゼロ宣言を行い、自然エネルギーの本格的活用を目指す町づくりについてお尋ねをいたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年3カ月が経過いたしました。しかし、事故の原因、放射能被害の醜悪、汚染地域のがれき処理、除染はほとんど進んでいません。しかし、野田総理はまず再稼働ありきを発表し、原発問題に取り組んでいます。

今日、地球規模の大きな視野や将来にわたる長き視野から見たとき、福島第一原発事故をどう捉え、これに対応するかという問題が世界的に問われています。これらの問題に対し、国や地方自治体それぞれの国民がどのように捉え、どう対処していくのかは非常に重要な問題だと考えます。私はこれまで原発問題について、再生可能な自然エネルギーの活用で脱原発を目指すべきだという立場で、何度も一般質問に立ち提言も行ってきました。町長もこれまでの答弁の中で、基本的に国の問題としながらも、将来的には再生可能な自然エネルギーの活用で脱原発の方向に進むことが望ましいという趣旨の答弁をされています。本年度芦北町は、メガソーラー発電事業の計画も出され、積極的に取り組んでおられます。そこで質問に入ります。全国的には自治体の長や自治体が原発ゼロ宣言を行うところが増えてきています。メガソーラー活用の事務処理を進めるにあたり、芦北町として原発ゼロ宣言を行い、再生可能な自然エネルギーの本格的活用を目指すべきだと思いますが、町長の認識はいかがでしょうか。明確な答弁をお尋ねいたしまして本壇からの質問を終わります。

- 議長（藤井公明君） ここで暫時休憩し、10分後に答弁を行います。休憩します。

- - - - - ○ - - - - -
休憩 午前10時48分

再開 午前10時56分
- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） お答えいたします。伏木氏地区の渇水対策につきましては、被害が発生した時点から、緊急対策、応急対策、恒久対策まで、国交省と協議を重ね対応してまいりました。現在も恒久対策の協議を進めております。なお詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

次に携帯電話関係のお尋ねでございますが、受信エリアの実態を把握しているかと、お尋ねでございますが、把握しております。また携帯電話会社への申し入れをしてほしいがいかがかということですが、これまでも申し入れをしております。このことは携帯電話会社も十分承知しております。詳細につきましては、担当課長から説明させます。

次に原発ゼロ宣言のお尋ねでございますが、現時点での原発ゼロ宣言を行うことは考えておりません。エネルギー政策につきましては、先の3月定例会にもお答えいたしましたとおり、国が責任を持って行うべきであると考えております。以上であります。

- 議長（藤井公明君） 山口建設課長。
- 建設課長（山口純志君） それでは、伏木氏地区の渇水対策についてお答えします。当地区の渇水は、平成19年6月に発生したわけですが、発生時点で国交省と協議し、給水車での排水、給水タンクの設置等の緊急対策を講じております。同時に応急対策として、乙千屋地区の了解を得て、トンネル湧水を伏木氏地区へ送水するよう国交省に依頼し、平成20年の

4月に完成しております。その後水利の問題等で、伏木氏地区内に井戸のボーリング掘削を行い、地区内での応急対策の変更をお願いしております。また平成21年12月に、国交省から恒久対策案が提案され、地元と協議を重ね平成22年11月に了承されました。また、今月6日の国交省との協議はということでございますが、これは行いました。本年2月に地元より今後の維持管理等についての要望書が町に提出されたのを受けて、補償工事、維持管理費等の恒久対策について協議を行いました。その内容としましては、国交省は現在伏木氏地区の要望について再検討し、補償工事・補償内容等を再度積み上げている状況であります。その内容を提示できる時期を平成24年度末頃と見込んでいるとのことでした。しかし、地元から早急な対応をお願いしたいとされている河川の底張り工事は、補償額の提示をもっての施工となればさらに地元負担を長期化させることになるため、一括的な補償工事と切り離し、国交省の工事として本年度に実施していただくよう強く要望しております。国交省からは、町の意向に沿えるよう早急に対応したいとの回答をいただいております。以上です。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 携帯電話受信エリアの拡大についてでございますけども、まずご質問の1点目の受信エリアの実態把握ということでございますが、NTTドコモでは、伏木氏地区、永谷地区、上原地区、内木場地区の4地区が受信できにくいエリアとなっております。また、KDDI、ソフトバンクも同様の状態であります。そういうことで実態は把握をいたしております。

2点目の携帯会社への申し入れにつきましては、平成18年1月に利用できない地区の区長さん8名の方と担当職員が、携帯電話3社に要望活動を行っております。その結果、8地区のうち半分の4地区が無線局が設置をなされております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まず伏木氏地区の問題について再度質問をいたします。今年4月、3月議会報告のチラシを配っているときに地元住民の方から相談を受け、5月2日日本共産党南部地区委員会の責任者と一緒に区長さん宅で住民の方の意見を聞かせていただきました。そのうえで5月11日国土交通省八代河川国道事務所を訪ね、現状を話し合いました。対応したのは国交省九州地方整備局の今村課長と和田専門員ほか2名の方です。その中で恒久対策が住民の方の話と食い違いがありましたので、5月17日日本共産党の赤嶺政賢国会議員を通じて国土交通省国会連絡室に要請し、責任者と共に政府交渉をしてきました。対応したのは国土交通省道路局国道防災課樋口計画係長ほか4名です。伏木氏地区住民の要求はただ一つ、元の水の流れる川に戻してほしいということです。野菜を洗ったり、農作業で使った鍬や長靴を洗ったりでき、以前はホタル、カワニナなども生息し、田植えなどの農業用水にも欠かせない、夏は涼しく冬は暖かい、一年を通して流れる以前のような水が流れる川にしてほしいという現状回復を強く望んでおられます。国交省は日本共産党との交渉の中で、伏木氏川の枯渇の原因は100%国に責任があると認めました。町は住民の方と一緒に、住民要求通りの恒久対策が実現できるようにこれからも国に働きかけ、住民の合意なしに事を進めないで欲しいがいかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 当然のことでありまして、坂本議員が行動される前からすでに私は行動しておりまして、現地も幾度となく見ていますし、また区長さんあるいは村の人たちとも話をしています。そして区長さんを代表として正式に陳情要望も受けております。私の乙千屋地区からも、友情の水として、乙千屋地区の住民の方々の理解を得まして山の上にホースを引きまして、下から上に送水するという事業措置もいたしたわけでありまして。国交省には今坂本議員が言われたようにですね、あれをしてくれこれをしてくれとそういうことじゃないと、元の、元の川に戻してほしいと、そのことをですね強く訴えてきております。芦北町では新幹線の工事によりまして、各地域に渇水被害が出ました。そのたびに被害者の地域の連絡協議会を作って、強く強く交渉を求め現在の形になっておるところでありまして、伏木氏といえども例外なくそのような姿勢で臨みたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 地域の区長さんはじめ住民の方も、町長から元の水の流れる川に必ず戻して見せると言われたということは私もお聞きをしております。そのようにずっと努力をしてこられているのを今答弁でわかっております。本当に住民の要求は元の川に戻る、水の流れる、1年を通して、川に戻してほしい。これが願いでありますので、これからもどうぞ一緒になってですね、元の川に戻すために我々も頑張りたいと思います。

次に携帯電話の受信エリアの拡大について2回目の質問をいたします。今、受信エリアについて課長の方から把握をしていると。伏木氏、長崎ですか、上原と三つの地域名が出ました。私もソフトバンクについては受信エリアがドコモ・a uに比べて少しというか3号線から奥に入った地域では大分受信できない部分がありますので、今回はちょっと省かせていただいて、ドコモとa uについて私達が調査した結果を参考にまでにさせていただいて、また検討していただければと思います。

まず、ドコモは通じるがa uが通じない場所は、横居木、海路、高田辺、葛ノ俣、寒気が、ドコモは通じるがa uは通じないという、私たちの調べではそうになりました。ここは問題ないかと思いますが、あとドコモ、a uともに圏外でありましたところ、またはアンテナが少し入るところがあるというようなほとんど使えない状態の所を御存じだとは思いますが、参考にまでに言いたいと思います。永谷、小木場（しょうきば）、上原地区、内木場地区、大鋸の俣地区、石間伏は公民館より上がドコモもa uも入りません。山神地区、熊ヶ倉地区、尾奈古地区、内木場地区と尾奈古地区についてはa uがかすかに入るところもありました。こういったところで、今後熊ヶ倉地区と山神地区には矢城牧場へのメガソーラーの誘致も聞いておりますので、工事車両やいろんなことで不便を期するんじゃないかと思うので、また町の方でも調査をし、検討していただきたいと思います。また防災災害等消防などでも、地域に限らずそこまで行く道路がですね、もう下の方から熊ヶ倉や山神については、高岡から上がって少しするともう受信ができない状態ですので、そういった面も考慮していただいてお考えいただければと思いますがどうでしょうか。

- 議長（藤井公明君） 坂本君、地名で「しょうきば」と言われたと思いますが、それは小木場（おこば）との勘違いじゃないでしょうかね。小木場（おこば）です。竹崎町長。
- 町長（竹崎一成君） 電話会社によりましてですね周波数が違うのでしょうかね、同じ地域でも他のは入るが別のは入らないということが結構ございます。度々地名を出しますが、我が乙千屋地区におきまして、我が家は入るところと入らないところの部屋がありましてですね、苦勞するときがあるわけでありましたが、電波塔が立ちましても、山の影になったりちょっとした上空の電磁波の関係でですね影響を受けるんでありましようか、難しいところがあるみたいであります。そういうことから強く申し上げたわけでありましてけれども、企業の方ではやっぱり投資効果をですね、どうしても採算性を考えるということで、今おっしゃった地域は全部やはり小集落であります。そういうところは経済性に見合わないということから後回し後回しにですね、なっている傾向があります。そこで私はある時申し上げたんです。電波の過疎地を作らないでくれということを申し上げました。それと、経済効果だけにいく、あるいは投資効果だけを考えるけれども、やはり公共の道路と一緒にだということで、やはり公共の利益のためにはそういうことも賢察に入れ、ぜひ取り組んでほしいということを申し上げておるところであります。同じ税金を払って同じ国民でありながら、このような実態というのはやはり看過できないわけですので、ともに頑張ってまいりましょう。
- 議長（藤井公明君） 坂本君。
- 1番（坂本 登君） まったくその通りだと思います。全町に受信エリアが広がるように頑張っていただきたいと思います。

次に原発ゼロの宣言についてであります。町長はゼロ宣言は考えていないということで、国の責任でこの問題はやるべきだという答弁だったと思います。今、各日本全国の首長会議というのが、脱原発を目指すですね首長会議が開催されましたが、御存じと思いますがこの設立趣旨をちょっと御紹介したいと思います。3月11日東日本大震災から早一年が経ちます。あまりにも多くの犠牲を生んでしまった震災は全国民のみならず世界中に深い悲しみと同時に恐怖を与えました。特に福島第一原発のメルトダウン事故は、放射能汚染による広範で長期的な健康・環境被害をもたらし、原発の安全神話は完全に崩壊しました。さらにこれまで原発を推進してきた理由でもあるクリーンなエネルギー、経済的なエネルギーは全く根拠のないものであり、むしろ地域経済を破壊しただけでなく、信頼の上に成り立ってきた日本の経済をも揺るがしかねないものであることもわかってきました。3・11以後、頻発する地震により大震災予測は前倒しの可能性もありと報告もある中、原発立地自治体は言うに及ばず、近隣自治体も一刻も早く原発依存のエネルギー政策について決断をせざるをえない事態に至っています。何より自治体首長の第一の責任は、住民の生命と財産を守ることです。今回の福島第一原発事故で学んだことは、例え経済効果が期待されるとしても、リスクの大きい政策は大きな犠牲を払う可能性の覚悟がいるということです。しかし住民の犠牲の上に経済が優先されていいわけがありません。そして子どもの生涯にわたる健康不安をもたらすようなものは決して取り扱ってはいけないということです。なぜなら子どもたちは私たちの未来であり、全ての子どもは健やかに生きる権利を持

っています。私たち大人は自治体は、子どもたちの生存権を保障する義務があるからです。現状救済のため首長が立ち上がり、地方議員もそれぞれネットワークを作りながら活発な活動が始まっています。自治体の首長も自ら責任として、この事態に黙することなく原発に依存しない社会、脱原発社会を目指し、速やかに再生可能なエネルギーを地域政策として実現することを積極的に進めていかなければなりません。また、福島原発事故による放射能汚染の問題は、日本の全体が負わなければならない問題です。特に放射能汚染にさらされた子どもたち、汚染の中で生き続けなければならない子どもたちを支え続けることも、日本全体の責任です。これらの自治体に課せられた重い課題を、効果的かつ実行力ある政策に変えていくため、首長がゆるやかなネットワークを組みながら、力を合わせ自立した地域づくりを進めるために、脱原発を目指す首長会議を設立します、というふうになっています。熊本県からも水俣市長、山江村長も参加しています。町長はこのことは御存じですね。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 知っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） そこで野田総理は8日の記者会見で、大飯原発を再稼働すべきだというのが私の判断だと表明しました。国民の生活を守ることが唯一絶対の基準などとしていますが、この判断は国民生活を守るところか、国民の命と安全を危険にさらす最悪の判断と言わなければなりません。首相は福島を襲ったような地震・津波が起こっても、事故を防止できる対策と体制は整っていると断言しました。しかし福島原発事故の原因究明はなされておらず、政府自らがとりあえずの対策として指示した30項目の安全対策なども、3年先です。だいたい福島を襲ったような地震津波と言いますが、肝心の大飯原発をどのような地震・津波が襲う危険があるのかは解明されていません。それでどうして事故を防止できると断言できるのでしょうか。これこそ、安全神話の最悪の形で復活に他なりません。こうした安全神話こそが、福島原発事故を引き起こした最大の教訓ではなかったのでしょうか。これらから何一つ学ぼうとしない総理の態度は、国政の責任者として決して許すわけにはいかないものです。首相が繰り返し述べたのは、電力不足や料金値上げになれば国民の安心が脅かされるということでした。しかもそもそも、これらの問題と原発再稼働は天秤にかけてよい問題では決してありません。加えて電力不足などの問題についても、その具体的根拠は何ら示されていません。夏場の電力需給についてピーク時はどれくらいの時間帯、日数なのか、原発が再稼働しなかった場合、天然ガスなどの火力の活用、電力の融通、節電努力などによってどれだけ需要を減らし需要を増やせるのか、これらも具体的には明らかにされていません。総理の口から繰り返し語られたのは、日常生活や経済活動が混乱するという脅しの言葉だけでした。具体的な根拠も示さず、恫喝によって再稼働を迫る。これも決して許すことのできない態度です。総理は夏場限定の再稼働だけではなく、原発は重要な電源であり、今後も運転を続けると踏み込みました。これは、原発は基幹電源として将来にわたってこれに固執する財界の圧力に屈したものにほかなりません。私は財界言いなりに安全神話を復活させ、

恫喝によって再稼働を強行しようとする総理の態度に強く抗議をするとともに、この方針のすみやかな撤回を求めます。日本国民は、3・11で重大な体験をしました。長年、原発と一緒に暮らしてきた歴史があっても、ここで福島原発のようなことを二度と日本で起こさないという立場で考えていく、これまで賛成してきた人も反対してきた人も、一緒になって考えていく新しい段階にあると言いたいと思います。もう一つ、福島原発事故は大変な惨事となりましたが、それでも最悪の事故ではない、もっと大きな事故が起こり得るということも正面から見なければなりません。また、想像を絶する事態となることも考えられたでしょう。そういう教訓をあつ事故から引き出して二度と起こさない。そのためには原発ゼロの日本への政治決断を行い、今こそみんなが力を合わせる事が大切だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まさに国会の場でそういうことを論じてもらうべきだと思います。早晩、国政選挙があるでありましょうから、国民が政治に関わりを持つあるいは参政する大きな機会であります。どの政党がどういう政策を掲げ主張していくか、まさに国民の選択がカギになるというふうに思っておるところであります。原発のない日本を目指すネットワーク、脱原発を目指す首長会議、主旨目的は私も十分理解できますし、共感するところ大であります。しかしながら、原発ゼロ宣言をするもしないも、やはりその自治体の姿勢の問題だと思います。意外とほかの件でなんとか宣言をした自治体がありますが、ほとんど形骸化しております。ですから、そういうことよりも、ただ今のような論議をこういう場で言って認識を高め、町民の皆様方に広くこういうことを啓発していくことこそ大事なというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。質問の要旨ですが、これは脱原発を芦北町はどう考えているのか、それを宣言をするのかしないの是非を問うておるわけですので、国会で議論するようなことをですね長々とおっしゃいますが、この主旨からですねそぐわないんじゃないかなと思いますので、具体的に町に対してどのようにしてもらいたい、どういうことを求めるのかをですね、端的に言っていただきたいと思います。坂本君。

○1番（坂本 登君） 国の問題ではありますが、国民、町民の命に関わる問題ですので申し上げます。それで町でもエネルギー宣言をしているところが、御存じと思いますが、岩手県葛巻町のエネルギー宣言というのがありまして、エネルギー問題や地球温暖化、酸性雨などの地球環境問題は、地球を超え、国境を超えた問題であり、私たちの将来にも大きな影響を与えようとしています。かけがえのない地球のために一人ひとりの足元からの取り組みが今求められています。私たちは先人からの贈り物である豊かな自然を守り育てるとともに、この恵まれた自然の中で天の恵みである風力や太陽光、地の恵みである畜産糞尿や水力、そして豊かな風土文化を守り育てた人の恵みを大切にしながら、町民一体となってクリーンでリサイクル可能な新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいることを誓い、ここに新エネルギー町を宣言します、というふうに、国ではなくて一つの町で取り組んでいます。以前水俣病によって自然環境を汚染された経験を持つ芦北町と町民の命と暮らしを守れるのは町

長しかいません。芦北町として原発をなくしていく、メガソーラー企業誘致を始め、再生可能な自然エネルギーの地産地消の町づくりを進めていただきたいが、決意をお伺いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 地方自治体が取り組む課題はたくさんあります。たくさんの分野たくさんの課題、たくさんの政策を抱えています。それら一つ一つが大事なんです。であればですね、その大事だということで看板を立てるとですね、たくさん立てなければいけない事でありまして、ですから、特別これに特化することなくですね、全分野、全政策に精一杯の務めを果たしていきたいというのが私の姿勢であります。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町長の強い決意をお伺いいたしました。再度最後にこのエネルギー問題について、芦北町独自のエネルギービジョンを町長お得意のオンリーワンの施策を発揮され、町民の命と暮らしを守っていただきたいことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。以上で一般質問を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第6 請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願

日程第7 陳情第6号 消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情

○議長（藤井公明君） 日程第6、請願第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」及び日程第7、陳情第6号「消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情」については、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。ただ今一括議題となりました、請願第1号と陳情第6号は、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配布しております請願陳情文章表のとおり所管の常任委員会に付託します。委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長からは報告願います。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

- - - - - ○ - - - - -

散会 午前11時27分

平成 24 年第 2 回芦北町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 24 年 6 月 14 日

午 前 10 時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第 12 まで）

常任委員長報告＝閉会中の継続審査・調査報告（総務・建設経済・文教厚生）

【日程第 1 は、平成 24 年受付分】

日程第 1 請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願

【日程第 2 から第 8 までは、平成 23 年受付分】

日程第 2 陳情第 3 号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法 99 条により提出することを求める陳情

日程第 3 陳情第 4 号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

日程第 4 陳情第 5 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情

日程第 5 陳情第 6 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情

日程第 6 陳情第 7 号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情

日程第 7 陳情第 8 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情

日程第 8 陳情第 9 号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情

【日程第 9 から第 12 までは、平成 24 年度受付分】

日程第 9 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情

日程第 10 陳情第 2 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

日程第 11 陳情第 3 号 天文台建設を行って頂くための陳情

日程第 12 陳情第 6 号 消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情

日程第 13 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 23 年度芦北町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 14 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更について

- 日程第 17 報告第 1 号 継続費繰越計算書について
日程第 18 報告第 2 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
日程第 19 報告第 3 号 簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
日程第 20 報告第 4 号 水道事業会計の繰越計算書について
日程第 21 報告第 5 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
日程第 22 報告第 6 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
日程第 23 議案第 39 号 平成 24 年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 24 議案第 40 号 平成 24 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25 議案第 41 号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26 議案第 42 号 芦北町東部保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27 議案第 43 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28 議案第 44 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第 29 議案第 45 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 30 議案第 46 号 財産の取得について
日程第 31 同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 33 議員派遣の件
（一括議題＝日程第 37 まで）
日程第 34 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出
日程第 35 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
日程第 36 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出
日程第 37 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
（閉 会）

2 出席議員（15 人）

1 番	坂 本	登 君	2 番	林 田	燿 宏 君
3 番	宮 内	道 則 君	4 番	寺 本	順 一 君
5 番	古 村	逸 男 君	7 番	草 野	安 道 君
8 番	前 田	徹 一 君	9 番	元 山	秀 志 君
10 番	宮 尾	秀 行 君	11 番	平 松	洋 一 君
12 番	川 尻	成 美 君	13 番	水 口	宣 之 君
14 番	岡 部	恵 美 子 君	15 番	寺 本	修 一 君
16 番	藤 井	公 明 君			

3 欠席議員（1 人）

6 番 白 坂 康 浩 君

4 説明のため出席した者の職指名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長 湍 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長（主 幹） 福 田 貴 司 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1. 芦北町英国派遣事業

- (1) 目的 国際感覚を高め、本町の町づくりの推進等に寄与するため
- (2) 派遣場所 英国
- (3) 期 間 平成24年6月15日(金)から22日(金)まで8日間
- (4) 派遣議員 元山総務常任委員長

2. 議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 議 題 講演「環境問題と原子力発電、放射能汚染と土地」
中部大学教授 武田邦彦 氏
- (4) 期 間 平成24年7月23日(月)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

3. 県町村議会議長会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 講堂
- (3) 議 題 講演「地域自立型の国づくり」～未来のあるべき国の形～
元高知県知事 橋本大二郎 氏
- (4) 期 間 平成24年8月29日(水)
- (5) 派遣議員 寺本副議長

平成24年6月14日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

開会 午前 10 時 00 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

白坂君から欠席届が出ております。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程の通りであります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願

日程第 2 陳情第 3 号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法 99 条により提出することを求める陳情

日程第 3 陳情第 4 号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

日程第 4 陳情第 5 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情

日程第 5 陳情第 6 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情

日程第 6 陳情第 7 号 改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情

日程第 7 陳情第 8 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情

日程第 8 陳情第 9 号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情

日程第 9 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情

日程第 10 陳情第 2 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

日程第 11 陳情第 3 号 天文台建設を行って頂くための陳情

日程第 12 陳情第 6 号 消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情

○議長（藤井公明君） 日程第 1 請願第 1 号から日程第 12 陳情第 6 号までは、芦北町会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

それでは、今定例会初日に常任委員会に付託されました請願、陳情の審査及び 3 月定例会において閉会中の継続審査・調査としてありました事件について、委員長に報告を求めます。質疑は 3 人の常任委員長報告終了したのち、一括して行います。

始めに、元山総務常任委員長。

○9 番（元山秀志君） みなさん、おはようございます。ただいまから、総務常任委員長報告を申し上げます。

平成 23 年 12 月定例会で、当委員会に付託されておりました「陳情第 8 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」についてと、今定例会において付託されました「請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求

める意見書提出を求める請願」及び「陳情第6号 消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情」について、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

陳情第8号については、2月28日に審査した結果、国の税法上のことでもあり判断しがたいということで、3月定例会で継続審査とし、審査を重ねてきました。5月30日の委員会で、国の税法上の問題であり国の判断にゆだねることから、起立による採決の結果、不採択にすべきものと決しました。

請願第1号と陳情第6号については、6月定例会初日終了後に総務常任委員会を開催し審査を行いました。

請願第1号については、県や他自治体の動向がどうなっているのか、また、提出された意見事項等内容の整理が必要という意見があり、継続審査とすることに決しました。

陳情第6号については、税率引き上げになるとますます生活困窮する方が増えると思う、意思表示のためにも意見書を提出すべきという意見や、税と社会保障の一体改革を考えたときに、将来的には税率の引き上げが必要と思われるという意見があり、起立による採決の結果、不採択にすべきものと決しました。

次に、閉会中の継続調査となっております事件について、5月30日に調査を行いましたのでその経過と結果について報告します。

まず、総務課から、芦北町町有財産管理状況について、平成21年度から町有林の管理事務が農林水産課に移管され、国庫補助事業等の活用により事務事業が行われてきたが、林齢の高齢級化による作業箇所縮小から、管理人個々に割り当てる従来の保育作業は減少傾向にあり、今後は財産管理に重点をおいた業務になる。そのため、平成24年度から保育事業については農林水産課が業務を行い、町有林管理人に係る事務を総務課所管とし、両課と町有林管理人が連携しながら適切な管理を行っていく管理形態に変わったとの説明がありました。

委員からは、全体的な管理はどうなるのかという質疑や、財産の処分・取得についての質疑があり、財産としての全体的な管理は総務課であるが、今後、財産の活用や処分については関係各課と協議しながら有効的な活用を考えながら行いたいと答弁がありました。

続いて、防災に対する危機管理体制について説明があり、先般の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射に対するJ・アラートの作動試験の際に受信できなかったことについては、保守点検委託業者による点検の結果、異常はなかったが、更に衛星受信感度を安定させるためブースターの設置を行ったとのことでした。また、防災行政無線の拡充計画については7パターンの案があり、8月頃に出る県の津波被害想定調査の結果を参考にし、優位な補助事業等がないか財源確保にも努めながら、平成25年度以降に実施設計及び整備を行いたいという説明でした。

委員からは、津波の時の避難通路が整備されていないことに対する質疑や、自分の命は自分で守るという意識を避難訓練の中に徹底して欲しいという要望があり、避難通路の整備については、現地確認の必要があるとの答弁がありました。

また、防災行政無線拡充計画における屋外拡声子局の設置金額についての質疑に対し、1基約500万円であり財源確保のためにも、補助など県と連絡を取りながら7パターンの案を検討したいという答弁でした。

なお、防災行政無線拡充計画について整備方針が決まったら予算を計上する前に全員協議会で説明して欲しいとの要望もありました。そのほか、川内原発についての情報伝達について、九電との取り交わしはないのかとの質疑に対し、水俣市、津奈木町、芦北町、天草市の関係4市町で連絡協議会を立ち上げようとしているところであり、平成24年度芦北町地域防災計画の中にも原発に関する条項を盛り込み、対策をとっていききたいと答弁がありました。

次にふれあいツクールバス実証運行について企画財政課から説明を受けました。平成22年度に1路線、平成23年度からは4路線がツクールバス運行路線となり、民間バス走行時より全体的に利用者が増え、経費の削減にも繋がっている。反面、民間バス路線は負担金が年々増加しており、これについては八代市、水俣市、芦北町、津奈木町、県、産交バス、肥薩おれんじ鉄道、熊本運輸支局で協議会を設置し、八代以南の路線の検証及び再編運行等の検討が計画されていると説明がありました。

委員からは、町内の再編されていない路線の今後の計画について質疑があり、平成24年度において協議会で路線の調査を行い検討したいとの答弁がありました。また、ツクールバスの新規路線は考えていないかとの質疑があり、基本的には現状の産交バス路線を対象としているとの答弁でした。また、路線バスの負担金が増加している理由はとの質疑があり、路線にかかる経費だけではなく、総括方式での算定なので年々増加傾向にあり、このことも含めて協議会で再編に向け進めていきたいとの答弁がありました。それに対し、委員から路線バスの必要度の調査や、1市2町で路線の連携も考えたらどうかとの意見がありました。また、高齢化社会となっていく中、交通弱者も増加していくことが考えられるので、それを頭に入れて欲しいという意見もありました。

なお、当委員会では、今後も所管事務事件について現地調査を含め引き続き調査を行うことに決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件及び閉会中の継続審査及び調査の経過と報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に草野建設経済常任委員長。

○7番（草野安道君） おはようございます。建設経済常任委員長報告を申し上げます。

5月30日、議員控室において全委員出席のもと、先の3月定例会で閉会中の継続調査として申出をしておりました「温泉塩の商品化に関する事業」及び「城山配水池整備に関する事業」について、担当課から事業の進捗状況及び今後の計画等の説明を受けましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず、温泉塩の商品化に関する事業は、商工観光課から、提出された資料により、説明がありました。この事業の目的は、「水俣病の発生した不知火海が美しく再生している事を町内外に情報発信するとともに、水俣病を起因に疲弊する地域の振興を図る。」及び「環境負荷の少ない製塩法による有限の製塩量で、段階的な製塩産業の起業と雇用の確保を目指す。」

となっていること及び総事業費が7,121万2,000円で既存ボイラー余熱システム設置工事、真空釜等試作品製作工事・製塩体験施設整備工事などが実施されることを再確認いたしました。工事等は11月末の完成予定であり、その後、試運転調整などを行うこととなっております。

販売に伴う試算については、九州内の会社等を参考にし、2工程及び3工程で製造した場合のものが検討されております。

委員からは、販売面でかなり苦勞すると思われるので、販売網をどのようにおこないたいのかという質問に対し、現在まで九州管内や石川県などに研修に行き情報を収集しており、今後の検討課題とするとの答弁がありました。

なお、当委員会から執行部に温泉塩の商品化に関する事業は議員の関心が高く、資料も概ね整っており、全議員の理解を深めるために6月5日開催の全員協議会に議題を追加していただき、説明した方が良いのではないと思われるので検討するよう要望をいたしました。その結果、6月5日開催の全員協議会で各議員に説明がありましたので、事業の進捗状況及び今後の計画等については、御理解されたものと思います。

次に城山配水池整備に関する事業については、上下水道課から提出された資料により説明がありました。

城山配水池造成工事は、2月6日に法面が崩壊しましたが、その対応も含め施工中です。まず、3月6日から復旧のための再調査及び測量設計に取組み4月27日に設計が完了しております。また、用地の測量が完了した後、直ちに用地の追加買収に向けて2名の地権者との交渉に入り、5月9日に売買契約が締結されており、買収面積は851.64㎡です。なお、5月14日には、城山配水池造成工事請負契約の変更を行い、2,805万8,567円を増額し、工事請負費総額は1億3,378万390円となり、完成予定は8月31日となっております。

委員からは、今回の法面崩壊の原因は地質が原因だと思うが、造成敷地をさらにフラットな状態にしたかどうかという質問に対し、そのようにしても法面は残り、掘削土量が増大し事業費も高くなる。なお、今回の設計では、当初計画の法面勾配より緩い勾配とし、下段法面は、コンクリート法枠で施工し、法面が風化しないようにしてあるとの答弁がありました。また、地震に対する強度はどのようになっているのかとの質問に対しては、震度7相当に耐えられるようになっているとの答弁がありました。

結果としましては、事業の進捗状況は良好であると確認ができました。

以上で、閉会中の継続調査の報告を終わります。

- 議長（藤井公明君） 次に岡部文教厚生常任委員副委員長。
- 14番（岡部恵美子君） 文教厚生常任委員長報告。先ほど欠席の通知がございましたので、変わりました副委員長報告させていただきます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

3月定例会において、当委員会に付託されました陳情9件について、去る5月22日、全員出席のもと現地調査を含めて調査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

陳情第3号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法第99条により提出することを求める陳情書

陳情第4号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

陳情第5号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

陳情第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

陳情第7号 改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情書

陳情第9号 国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書

陳情第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情書

以上、7件の陳情につきましては、陳情内容等を踏まえて慎重に審査を行いました。

提出されております陳情につきましては、国の政策、財源の確保など1つの自治体で解決できるものではなく、国の動向等を見極める必要があること。また、近隣自治体の対応等を見極めたうえで判断すべきであるということから、当委員会に付託されました7件の陳情については、全会一致で不採択にするべきものと決しました。

次に陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情書」につきましては、担当課に出席を求め現地調査を含め審査を行いました。

湯浦慰霊塔は、昭和36年に建立されており、施設の老朽化や戦没者遺族会会員の高齢化が進み、参道の階段等が急勾配で参拝が困難になっているため、施設の移設に係る援助を求めるものであります。現地におきまして、福祉課から慰霊塔建立にかかる概要等について説明を受け、その後、移設要望先である湯浦神社の現地調査を行いました。

委員からは、非常に急峻な階段や長い参道は高齢者にとっては大変であり、車の乗り入れができるような対応はできないか。湯浦地区を見渡せる場所に設置されており、慰霊塔が建立された経緯等についてさらに調査する必要がある。また、町内には他の地域にも慰霊碑が建立されているため、ほか地区との関連も含めて今後さらに慎重な審査が必要であることから、全会一致で継続審査にすることに決しました。

次に、陳情第3号「天文台建設を行っていただくための陳情書」について申し上げます。

平成14年度に、伏木氏地区に星座観測コミュニティ広場が整備され、子どもたちをはじめ多くの人に天体を知る喜びと環境を守ることの大切さを伝える場として活用されております。この用地を活かすために天文台を設置し、常設の天文施設を活用した観測と天文普及活動を行うことで、人材の育成等に繋がりたいとして、天文台の設置をお願いするものであります。

審査当日は、現地におきまして生涯学習課から星座観測広場の概要説明を受けた後、現地調査を行いました。委員からは、場所的には非常に見晴らしが良い場所ではありますが、

遠隔地であること、天文台を造るとなれば費用対効果はどうか、また、今後の活用についてなどの意見がありました。

審査の結果、県内に設置されている天文台の利用状況や維持管理等について視察を行い、天文台設置の必要性を含めて慎重に検討する必要があるということから、全会一致をもって継続審査とすることに決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました陳情第3号外8件の陳情書の審査の経過と結果の報告を終わります。

- 議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。
- 議長（藤井公明君） 坂本君。
- 1番（坂本 登君） はい。文教厚生常任委員長、また副委員長代読の報告について質疑を行います。

報告の中で7件の陳情につきましては、陳情内容などを踏まえ慎重に審査を行いました。国の政策、財源の確保など1つの自治体で解決できるものではなく、国の動向などを見極める必要があること。また、近隣自治体の対応等を見極めたくえで判断すべきであるということとで不採択に決まっております。そこで、不採択の理由が全部にあたって国の政策、財源の確保に対してものを言うというのが陳情でありまして、自治体で解決するものは1つもありません。そこで、この中で特に陳情第9条の国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情は、この我が芦北町にも直接かわることですので、どういう質疑等で不採択になったのか詳しいことを教えてください。

- 議長（藤井公明君） 岡部副委員長。
- 14番（岡部恵美子君） はい。第9号につきましては、坂本議員もよく御存じであると思いますが、やはり現在御存じのように、窓口負担を現物支給でという軽減している市町村に対して、政府は国民健康保険、医療給付費等、国庫負担金を減額しておりますが、国保保険が厳しいということは、御存じであると思います。やはり、医療助成制度に関わる国保保険負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を国へあげてくださいというお願いでございますが、わたくしが申すまでもなく、このことについてはやはり、町村といたしましても、今高齢化が進んでおります。その中で、大変な国保運営とはなるわけでございますが、その点についてみなさんどうこうということではなくて、やはりそれは無理ではないかということから、不採択ということになったわけでございます。坂本議員はよく御存じでございますので、わたくしが申すまでもないと思っておりますが、御理解いただきたいと思います。
- 議長（藤井公明君） 坂本君。
- 1番（坂本 登君） 御理解いただいても何も、これは直接芦北町にかかわってきますし、芦北町は財政の厳しい中、今年4月から18歳まで医療費を無料に町長が決断してくれまして、町民の子育て支援に大いに寄与しております。そういう進んだ自治体に対して、国保の負担金を減額するということをやめてくださいという陳情なので、そういったことに対しての質

疑というか、我が町に直接かかわることなんだという質疑はなかったのか、もう一度お願いします。

○議長（藤井公明君） 岡部副委員長。

○14番（岡部恵美子君） はい。そのことについてはありませんでした。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町に関わる一番大事なことに質疑がないのに、なぜ不採択になったのでしょうか。

○議長（藤井公明君） 岡部副委員長。

○14番（岡部恵美子君） はい。委員長報告のとおりでございますので。

○議長（藤井公明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（藤井公明君） これで、質疑を終わります。

○議長（藤井公明君） これから、日程第1、請願第1号から日程第12、陳情第6号までを順次討論を行い採決します。請願第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

陳情第3号「障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法99条により提出することを求める陳情書」について、討論ありませんか。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） ただいまの文教厚生常任委員長報告、副委員長代読では7件の陳情については陳情の内容を踏まえて慎重に審査を行ったとのこととあります。しかし、国の政策、財源の確保など、1つの自治体で解決できるものではないとして、国の動向、近隣市町村の動向を見極める必要があるとの理由で不採択になっています。しかし、7件の陳情は、芦北町議会として国に意見をあげてほしいという陳情であり、芦北町だけで解決すべきというのは一件もありません。一件、一件を慎重に審議して、速やかに採択するかどうかという問題だと思います。不採択の理由は、納得できません。私は、これら7件の陳情はいずれも関係する住民にとって、極めて切実、重要な要求であると思います。したがって、採択すべきという立場で反対討論をいたします。陳情第3号は、障害者の権利を保障するために、新たな総合福祉法制定を行うよう国に意見をあげてほしいというものであり、障害者の権利、暮

らし、健康を守るためには、どうしても必要なものです。これら関係する町民の強い要望があります。採決にあたって議員のみなさんが是非、採択されるようお願いいたしまして反対討論を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） はい。ただいま、陳情第3号については、国の施策ということで、我々は近隣市町村の対応を十分見極めたうえで判断すべきものと思います。よって、文教厚生常任副委員長報告によりまして、賛成といたします。以上。

○議長（藤井公明君） これで、討論終わります。これから、陳情第3号「障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法99条により提出することを求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 賛成多数です。

したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

○議長（藤井公明君） 陳情第4号「最低保障年金制度の創設を求める陳情」について、討論ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 採択すべきという立場で反対討論をいたします。陳情第4号は最低保障年金制度を一日も早く創設することを求めるものです。年金は引き下げられ続け、年金に対する課税が強まる中で、年金者の強い要求になっています。これらは関係する町民の強い要望であります。採決に当たって議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたしまして、反対討論を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成の発言を許します。林田君。

○2番（林田耀宏君） 今、委員長副委員長の報告により、賛成の立場で討論いたします。御存じのとおり税収の確保はまだまだ少ない中で時期尚早じゃないかということで、不採択しました。以上です。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。これから、陳情第4号「最低保障年金制度の創設を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。陳情第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（藤井公明君） 賛成多数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第5号 「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」について、討論はありませんか。坂本君。坂本君、おそらくずっと討論で反対討論をされると思いますが、簡潔にお願いします。
- 1番（坂本 登君） はい。採択すべき立場で反対討論をいたします。陳情第5号は、看護師などの大幅増員で、安全で行き届いた医療、看護介護の拡充を図ることを求めるものです。これは医療現場からの要求であり、国民の健康に直接関わる問題です。これらは関係する町民の強い要望があります。採決に当たって議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたしまして、反対討論を終わります。
- 議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺本君。
- 4番（寺本順一君） 不採択に賛成の意見を述べさせていただきます。国の政策、並びに財源の確保等によりまして、不採択に賛成でございます。以上。
- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。これから、陳情第5号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶものあり]

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。陳情第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（藤井公明君） 賛成多数です。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第6号「国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情」について、討論ありませんか。坂本君。
- 1番（坂本 登君） 採択すべきという立場で反対討論をいたします。陳情第6号は、国民健康保険財政へ国庫負担割合を増やすことを求める陳情です。国民健康保険事業の中で低所得者の割合が増え続けています。保険料が上がり続け、保険料を払えない被保険者が増えるばかりです。本来国保は、憲法25条の理念に基づく国民皆保険の土台であり、国庫の負担割合を引き上げることが求められているのは、市町村長会、議長会などでも強く求めているものです。採決に当たって議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたしまして反対討論を終わります。
- 議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。林田君。
- 2番（林田耀宏君） 陳情第6号は委員長の報告とおり賛成の立場で討論いたします。国の動向と近隣市町村の動向を見られてということで、不採択しました。以上です。

- 議長（藤井公明君）これで討論を終わります。これから、陳情第6号「国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

- 議長（藤井公明君）異議がありますので、起立によって採決します。陳情第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤井公明君）賛成多数です。

したがって、陳情第6号、は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君）陳情第7号「改正介護保険制度の充実にすることを求める意見書の提出に関する陳情」について、討論ありませんか。坂本君。

- 1番（坂本 登君）採択すべきという立場で反対討論をいたします。陳情第7号は、介護保険制度の充実に求める意見書を国にあげてほしいという陳情であり、介護保険制度への財政的支援、施設の整備、労働者の待遇改善の内容になっています。これらは関係する町民の強い要望があります。採決にあたって、議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたします。反対討論を終わります。

- 議長（藤井公明君）次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。宮内君。

- 3番（宮内道則君）賛成の立場で、討論申し上げます。これも国の国策でありまして、近隣市町村の対応を十分、検討、見極めながら判断すべきものであると私は思います。よって文教厚生常任委員長副委員長の報告のとおり、賛成を申し上げます。以上です。

- 議長（藤井公明君）これで討論を終わります。

これから陳情第7号「改正介護保険制度の充実にすることを求める意見書の提出に関する陳情」について、採決します。お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）異議がありますので、起立によって採決します。

陳情第7号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤井公明君）起立多数です。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君）陳情第8号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情」について、討論ありませんか。坂本君。

- 1番（坂本 登君）採択すべきという立場で、反対討論をいたします。

陳情第8号は所得税法第56条、配偶者とその親族は事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しないと定められているため、中小零細業者とその家族従事者は、税法上不当な差別を受けており、56条の廃止を国に要請してほしいという陳情です。これ

らは、関係する町民の強い要望があります。採決にあたって、議員の皆さんがぜひ採決されるようお願いいたしまして、反対討論を終わります。

- 議長（藤井公明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。古村君。
- 5番（古村逸男君） 賛成の立場で一言申し上げたいと思います。去る5月30日の総務委員会におきまして、国の税法上の問題もありますので、国の判断にゆだねるということで、委員会で不採択ということで決定してありますので、不採択に賛成いたします。
- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから陳情第8号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。
- 陳情第8号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤井公明君） 賛成多数です。

したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第9号「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情」について討論ありませんか。坂本君。
- 1番（坂本 登君） 芦北町にとってとても大事なこの陳情は、採択すべきという立場で反対討論をいたします。陳情第9号は、自治体の子育て支援として子どもの医療費助成制度を実施し、保護者が病院窓口で支払わなくてもいいことにしている自治体に対して、国は国民健康保険療養費の国庫負担金の減額をしています。このようなやり方を即刻止めることを国に求めるものであり、わが芦北町にも直接かわる陳情です。これらは関係する町民の強い要望があります。採決に当たって議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたしまして反対討論を終わります。
- 議長（藤井公明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。寺本君。
- 4番（寺本順一君） 不採択に賛成の意見を述べます。この問題も、国の政策並びに財源の問題、一つの自治体では解決できない問題でございますので、賛成といたします。
- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから陳情第9号「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。
- 陳情第9号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（藤井公明君） 起立多数です。

したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることを決定いたしました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第2号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情」について討論ありませんか。坂本君。

- 1番（坂本 登君） 採決すべきという立場で反対討論を行います。陳情第2号は公的年金の改悪に反対する陳情で、税と社会保障の一体改革の中で年金額を実質上引き下げようとする国の動きに対して、意見書をあげてほしいというものです。これは年金だけで生活する人にとっては非常に切実なものです。ぜひ採択すべきと思います。採決に当たっては議員の皆さんがぜひ採択されるようお願いいたしまして反対討論を終わります。

- 議長（藤井公明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。宮内君。

- 3番（宮内道則君） 不採択の立場で賛成の討論を申し上げます。陳情第2号につきましても、国策であるために近隣自治体等の対応を十分見極めたうえで判断すべきものであると思います。そして文教厚生常任委員長の報告のとおり賛成をいたします。以上です。

- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから陳情第2号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

陳情第2号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（藤井公明君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情」について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 陳情第6号「消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情」について、討論ありませんか。坂本君。

- 第1号（坂本 登君） 採決すべきという立場で、反対討論をいたします。

陳情第6号は、消費税の引き上げに反対する意見書を国にあげてほしいという陳情です。消費税が5%に引き上げられて以降、県民所得は下がり続けています。10%の引き上げになるなら、低所得者ほどますます負担が重くなり、国民の購買力の低下で経済の衰退を招き、中小零細業者にとって納税負担が経営をおびやかす、倒産や廃業、規模縮小を招くことになります。

したがって、陳情は、ぜひ採択すべきだと思います。採決にあたっては、議員の皆さんが、ぜひ採択されるようお願いいたしまして、反対討論を終わります。

- 議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

寺本修一君。

- 第15号（寺本修一君） 委員長の報告のとおり、不採択することに対しましては賛成の討論をいたします。

消費税につきましては、まさに今、国会で与野党協議中でありまして、国民が注視しているところでございます。先ほどから話が出ておりますように、国の施策、財源の確立等を考えましたときに、社会保障のどうするかということで、将来的には税率の引き上げも考えなくてはならないというふうに思います。

そこで、逆進性に対する軽減措置等を考慮した上で、消費税の引き上げが必要になるところがあるかと思っておりますので、委員長の報告のとおり、不採択に賛成であります。

以上。

- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから、陳情第6号「消費税率引き上げに反対する意見書を求める陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択とすることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

陳情第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（藤井公明君） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

平成23年度芦北町一般会計補正予算（第9号）

- 議長（藤井公明君） 日程第13、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

- 企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

平成23年度、芦北町一般会計補正予算第9号を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、平成23年12月定例会において補正をお願いいたしました吉尾小学校の井戸掘削工事において、さく井戸工事を行ったところ温泉が流出をいたしました。水質検査の結果、飲用不適であったため、飲料水確保の方針、工事内容、事業費積算等を行い、変更契約をする必要があったことから、専決処分をしたものでございます。

歳入、歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ184万1,000円を追加し、歳入、歳出予算の総額を104億3,909万7,000円とするものでございます。

なお、第2条で繰越明許費補正を計上いたしております。

それでは、歳出から御説明をいたします。予算書9ページをお開きください。

款9、教育費です。学校管理費184万1,000円は、温泉利用にかかる土地掘削許可申請手数料など役務費28万3,000円と、温泉用ポンプ交換、臭気除去装置の装置設置等にかかる工事請負費155万8,000円です。

次に、歳入を御説明いたします。8ページになります。

款9、地方交付税、普通交付税184万1,000円を充当いたしております。

次に、繰越明許補正につきまして御説明をいたします。4ページをお開きください。

款9、教育費の、小学校教育環境整備事業581万円につきましては、温泉審議会の許可、保健所への利用申請、ポンプ交換の工事に時間を要するため、繰越を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第14、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉田税務課長。

- 税務課長（吉田 茂君） おはようございます。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認について、御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、地方税法等の一部改正に伴い、3月31日付で別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

今回の主な改正内容は、個人町民税関係と固定資産関係でございます。

まず、個人町民税関係でございますが、2ページ上段にあります改正条文の第36条の2になります。第36条の2は、年金所得者で妻か夫と死別または離婚して、再婚しないでいる寡婦（寡夫）の人が個人町民税において、寡婦控除（寡夫控除）を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするということでございます。

それから、3ページの中段より少し下になります第22条の2ですが、附則第22条の2は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に、その居住用家屋の敷地にかかる譲渡の特例を受けられる期限を、現行3年から7年に延長するというところでございます。

それから、4ページの中段に、附則第23条の見出しというところがございます。その下の方に、同条に次の1項を加えるというのがあり、次の行のはじめに2とありますが、その附則第23条第2項は、東日本大震災により被災者が住宅の再取得等をした場合に、個人町民税について、被災で滅失等した住宅と再取得等した住宅を重複して、住宅借入金等特別税額控除の対象とするということでございます。

次に固定資産関係であります。ページが前後しますが、2ページ上段の方にあります改正条文、附則第11条の見出しから、下段の附則第13条までの改正は、措置の期間延長でございます。その中での主な改正は、土地の負担調整措置を原則として平成24年度から平成26年度まで、3年延長するということです。ただし、課税標準額の据置特例が平成9年度に導入されて以降、土地の評価額は一時期を除いて下降し続けており、本来の課税標準額は低下し、負担水準高めの土地が本来の課税標準額で課税されている土

地となるケースが生じたことによる不均衡是正のため、住宅用地にかかる据置特例を、平成24、25年度は現行の負担水準80%以上を90%以上にした上で、平成26年度に廃止するというところでございます。

それから、次の3ページになります。最上段の第21条の2でございますが、附則第21条の2は、固定資産税が非課税とされた旧民法での、図書館、博物館及び幼稚園を設置している公益法人が、平成20年12月1日の新制度施行後、基準を満たせず、一般法人に移行せざるを得なかった法人に対して、固定資産税を非課税とする特例措置が設けられたことに伴い、必要書類提出について定めたものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行となりますが、町民税関係の寡婦控除（寡夫控除）の申告書の提出の不要は、平成26年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第15、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉田税務課長。

○税務課長（吉田 茂君） 承認第4号、専決処分の報告及びその承認について御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、地方税法の一部改正に伴い3月31日付で別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の改正内容は、居住用財産を譲渡した場合の、所有期間が5年を超える長期譲渡所得の課税の特例等について、現行3年ではありますが、東日本大震災により居住用財産が滅失した場合には、その居住用財産の敷地にかかる譲渡期限を、東日本大震災があった日から同日以後、7年を経過する日に属する年の12月31日までの間に延長する措置を附則に追加するものでございます。

附則としまして、平成24年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更について

○議長（藤井公明君） 日程第16、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 承認第5号について御説明をいたします。

本議案は、平成23年度からの繰越事業でございます牛の水改修工事請負契約の額を、5月2日付で8,946万円から、9,033万2,894円に増額する契約変更を専決処分いたしましたので、その内容を御説明し承認を求めるものでございます。

内容を申し上げます。今回の工事は、女島埋立地から牛の水漁港まで道路を設置するものでありますが、一部、海の部分を掘削する必要があります。海の部分を工事するにあた

りましては、着手前に海上保安部に対して協議を行うことが求められておりますので、その協議を4月2日に行いましたところ、5月1日になって、現場付近の水質汚濁防止膜を設置するようにとの指示がありました。

このことを受けて、6月定例会を待って請負契約の変更を行えば、工期的に間に合わないという判断をいたしましたので、やむなく専決処分の方法を取ったものでございます。

補正の内容といたしましては、長さ40メートル、幅2メートルの汚濁防止膜を掘削現場周辺に設置するための費用でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第17 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（藤井公明君） 日程第17、報告第1号「継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 報告第1号、継続費繰越計算書について御説明を申し上げます。

芦北町一般会計の継続費の平成23年度年割額にかかる歳出予算の経費の金額のうち、支出の終わらなかったものにつき、別紙のとおり逡次繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

次のページの、平成23年度芦北町継続費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。

事業名は、女島活力推進センター建設事業でございます。継続費の総額1億6,584万8,000円で、平成23年度の予算減額5,818万6,000円から、支出済額5,731万2,000円を差し引いた残額87万4,000円を、翌年度に逡次繰越したものでございます。

平成23年度末の進捗は、予算ベースでの進捗率34.6%となっており、平成24年度では本体建築工事を施工し、平成24年7月完成といたしております。

以上で報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第18 報告第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

- 議長（藤井公明君） 日程第18、報告第2号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

- 企画財政課長（井上民男君） 報告第2号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成23年度芦北町一般会計補正予算の第8号第2条及び第9号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの、平成23年度芦北町繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。この繰越事業につきましては、それぞれ繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。

款2、総務費の佐敷駅跨線橋整備事業から、款10、災害復旧費の林道施設災害復旧事業費までの9件の合計2億5,213万5,500円を、翌年度に繰越しをいたしております。財源の内訳は、国県支出金が1億1,249万7,000円、地方債9,570万円、一般財源4,393万8,500円でございます。

主な繰越し理由は、事業実施に伴います申請協議等に時間を要したことにより、適正工期が確保できないため繰越しを行ったものでございます。繰越した9事業のうち、6月5日現在での完了が、上から3番目、作業道開設事業、次の次の、橋りょう維持工事、一番下段の林道施設災害復旧事業の3事業が完了いたしております。残り6事業につきましても、完了に向け進捗が図られております。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第19 報告第3号 簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

- 議長（藤井公明君） 日程第 19、報告第 3 号「簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。湯野上下水道課長。

- 上下水道課長（湯野一之君） 報告第 3 号、簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成 23 年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算の第 2 号第 1 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告をするものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

この繰越事業につきましては、先の議会の予算の中で繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。

款 1、簡易水道費の小田浦地区配水管布設事業 1,247 万円を、翌年度へ繰越しをいたしております。財源内訳は、既収入特定財源 723 万 7,000 円、一般財源 523 万 3,000 円でございます。繰越し理由につきましては、適正工期が確保できないために繰越しをしたものでございます。

本事業は平成 24 年 1 月 20 日に起きた、小田浦地区国道 3 号線横断箇所漏水により仮設しました配水管を本設するもので、平成 24 年 3 月 1 日に請負契約を締結し、現在仮設から本設への切り替えを終了いたしましたして、仮設配管の撤去と路面復旧を残すのみとなっております。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 3 号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 20 報告第 4 号 水道事業会計の繰越計算書について

- 議長（藤井公明君） 日程第 20、報告第 4 号「水道事業会計の繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。湯野上下水道課長。

- 上下水道課長（湯野一之君） 報告第 4 号、水道事業会計の繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成 23 年度芦北町水道事業会計予算に係る繰越しについて、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

平成23年度芦北町水道事業会計予算繰越計算書、地方公益企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、款1、資本的支出、事業名、建設改良事業、1億3,678万3,000円を翌年度へ繰越しております。財源の内訳は企業債1億円、建設改良積立金など、内部留保資金が3,678万3,000円でございます。

繰越し理由につきましては、平成24年2月6日から7日の早朝にかけて発生しました法面崩壊の復旧に係る調査、測量設計、施工に日数を要するため繰越したものでございます。

本事業につきましては、5月14日に請負変更の契約を行いまして、8月31日竣工予定で工事を進めております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第21 報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第21、報告第5号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 報告第5号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、資料の3ページにあります平成23年度営業報告について申し上げます。3ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務を受託されています。

利用状況であります。県立あしきた青少年の家の利用者は、491団体、延べ6万561人で、前年度より2,625人増加しております。これは各種イベント、広報等の取り組みに努力されたことが要因となっています。また、芦北海浜総合公園の入場者数は延べ2万7,866人となり、前年度より3,680人の減少となりました。これは東日本大震災の影響による外出の自粛や、ゴールデンウィークの雨天がその要因であると思われます。

本年度の事業実績は、総収入1億1,096万9,761円、税引前当期純利益は201万581円となっています。これにより、昨年に引き続き芦北町に一部寄付を行い、また、出資団体に出资额に応じて出資配当が行われたところでございます。

そのほか、貸借対照表が４ページから、損益計算書が６ページにありますので、後ほど御確認いただければと思います。なお、７ページから販売費および一般管理費等、９ページに利益処理がございます。

最後に、平成２４年度の事業計画について申し上げます。

県立あしきた青少年の家の施設管理業務委託については、本年度から５年間の長期継続契約となることから、有限会社あしきたマリンサービスの再度の青少年の家の参画について、町長、議会議長の要望活動による支援もあり、引き続き「ひとづくりくまもとネット・三勢共同体」との契約締結となりました。

近年の少子化による影響も懸念されますが、青少年の家１００万人突破に弾みをつけ、利用者数を延べ６万６，０００人と見込まれています。また、芦北海浜総合公園にありましても、利用者の安全を確保し、癒しの時間の提供と、更なるサービスの向上に努めるとしてあります。

１１ページに運営の基本方針、１２ページから収支計画を記載しております。御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第５号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２２ 報告第６号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第２２、報告第６号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 報告第６号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

利用者総数は、年度比９２．８％の４万７千４５３人でありました。部門別利用者総数は公園課で前年度比９１．５％の１万２千９２４人、温泉課では前年度比９１．８％の１万２千３４６人、物産館では前年度比９４．１％の２万１千８８７人でありました。

平成２３年度の事業実績は、総収入で２億５，２８４万１，８１５円でありまして、当期利益は１億３千４万７千８円となっています。部門別売上高は、公園課で前年度比９６．８％の５，４７４万９，０００円、温泉課で前年度比１１７．３％の５，８０２万７，０００円、物産館では前年度比１０２．１％の１億４，００６万４，０００円となっています。

全体の利用者は減少していますが、職員の意識改革会議をはじめ、業務形態の見直しによる節減、各種イベントの積極的な取り組みにより、また、公園部と温泉部における使用料金制の導入等により円滑な運営がなされました。

その他、貸借対照表が４ページ、損益計算書が５ページにありますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、６ページから販売費および一般管理費などの報告書がございます。

最後に、平成２４年度の事業計画について申し上げます。

公園事業部では売り上げ確保と経費の削減のために、公園事務所を温泉センターへ統合や、休園日を毎月２回を１回にするなどの業務改善を行い、使用料金制に見合う収入に努め、物産館事業部ではレストランの夜間営業、直売所の店舗外販路拡大のためのダイレクトメール発送など、業務運営の改善による収入体質の向上を目指しています。

また、公園課と温泉課を一つの課とするとともに業務ごとに責任者を置き、充実した業務分担とし、引き続き職員の意識改革を図るとしています。

１１ページに事業計画、１２ページから年間収支計画をはじめ、具体的行動計画を記載しておりますので御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第６号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２３ 議案第３９号 平成２４年度芦北町一般会計補正予算（第１号）

○議長（藤井公明君） 日程第２３、議案第３９号「平成２４年度芦北町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第３９号、平成２４年度芦北町一般会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。

今回の補正は予算の総額に歳入、歳出それぞれ２，９２４万４，０００円を追加し、総額を９億２，２４万４，０００円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。７ページになります。

まず款５、農林水産業費です。農業委員会費の１２万円は、水土里情報システムと農家台帳データを連動させるためのデータ抽出委託料でございます。次に、農業振興費の５７万８，０００円は、戸別所得補償経営安定推進事業で行います。人・農地プランの検討に係る報酬から旅費までの合計８万６，０００円と、熊本地土地利用型農業緊急支援事業を活用し、株式会社それいゆアグリが導入いたします無人ヘリ購入経費に対する補助金４万９，２００円でございます。かんがい排水改進黨業費の１，５０万４，０００円は、農業体

質強化基盤整備促進事業を活用し、地下水を制御できるF O E A S（フォアス）システム導入にかかる委託料、設計委託料130万2,000円と、工事請負費1,374万5,000円でございます。林道費の57万7,000円の減額は、臨時事務補助員に係ります共済費と賃金が補助対象となったため、農業振興費へ組み替えを行うものでございます。水産業振興費の29万5,000円は漁船機械保全事業補助金で、オイル漏れ等によりますエンジン不調のため、早急にオーバーホールをするための補助でございます。

続きまして款6、商工費でございます。8ページになります。

観光費442万6,000円は、県の地域づくりチャレンジ推進事業の採択を受けまして実施します、花とオレンジの観光交流づくり事業にかかります報償費から備品購入費までの合計389万2,000円と、道の駅大野温泉開駅記念経費の町有温泉事業特別会計への繰出金53万4,000円でございます。御立岬公園費18万8,000円は、みかんの家厨房のエアコンが故障し修理不能のため、1台を取替えるものでございます。

次に款7、土木費でございます。

水防対策費210万円は小災害復旧事業費補助金で、災害時期に備えて新たに5件分を補正をするものでございます。都市下水道事業費98万7,000円は、計石地区で行います家庭排水路整備事業費補助金でございます。

款9、教育費でございます。9ページになります。

語学指導費の47万2,000円は英語指導助手の運用期間の重複に伴う報酬、住宅借り上げ料、関係機関への負担金等でございます。学校管理費の20万円は、先ほど専決の議決をいただく際に御説明をいたしました吉尾小学校の飲料水を確保するため、水購入費10万1,000円と、冷水器購入費9万9,000円でございます。教育振興費20万円は、田浦小学校が県の防災教育指定校に指定されたことに伴います補助金20万円を補正するものでございます。

次に歳入について御説明をいたします。予算書6ページになります。

款11、分担金および負担金の農業費分担金315万円と、次の款13、国庫支出金の農業費補助金770万円は、かんがい排水改良事業の実施に伴うものでございます。

次に款14、県支出金は無人ヘリ購入などに伴う農業費補助金581万円、観光づくり事業に係る商工費補助金124万6,000円、教育研究指定校の指定に伴います小学校費補助金10万円、合わせまして715万6,000円でございます。

一般財源といたしまして、前年度繰越金1,113万8,000円を充てております。

最後に諸収入で、雑入10万円を防災教育指定校助成金として計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第24 議案第40号 平成24年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（藤井公明君） 日程第24、議案第40号「平成24年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山元商工観光課長。

- 商工観光課長（山元信作君） 議案第40号、平成24年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は歳入、歳出、それぞれに53万4,000円を追加し、予算総額を1億923万4,000円とするものでございます。

それでは歳出から御説明いたします。7ページを御覧いただきたいと思います。款1、項1、目4、大野温泉センター運営費の補正額53万4,000円は、大野温泉センターが7月下旬に、道の駅大野温泉として開駅することに伴うもので、開駅記念式典時の出演団体への報償費12万円と、看板設置並びに式典委託料の41万4,000円を補正するものでございます。次に、歳入につきましては6ページにありますとおり、経費の全てを一般会計繰入金で賄っております。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第25 議案第41号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第25、議案第41号「芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第41号、芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成21年7月15日に公布されました、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の大半が、平成24年、本年7月9日から施行されますが、外国人登録法は廃止されることになりました。これらの措置は、外国人住民の利便性の向上、および市町村の行政事務の合理化を目的としておりまして、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされております。これを受け、住民基本台帳法と外国人登録法の文言、および、それに関係する内容が規定されております芦北町印鑑条例の一部改正も必要となったものでございます。

具体的には、まず第2条は登録資格についての規定であります。改正によって印鑑登録資格者を、本町の住民基本台帳に登録されている者に限定する内容とし、外国人登録法に関する条文を削除したものでございます。

第4条第1号は、登録印鑑の制限についての規定でございますが、第1項と第2項、すなわち（1）、（2）に該当するときは、印鑑登録を受理しないことといたしました。

第4条第2号は、登録申請の確認についての規定でございますが、一定の条件はありますものの、非漢字圏の外国人に対しましては、氏名のカタカナ表記による印鑑登録をすることができるものといたしました。

第12条は、印鑑登録の抹消についての規定でございますが、第4条の改正にあわせまして、関連する条文を改正するものでございまして、印鑑が変更されたり、外国人住民でなくなったりしたときは、職権により印鑑登録を抹消できる内容でございます。

附則としまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものとし、施行日に、印鑑登録を受けている外国人住民に係る取り扱いについても規定しております。なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２６ 議案第４２号 芦北町東部保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第２６、議案第４２号「芦北町東部保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 芦北町東部保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、平成２１年５月に東部保健福祉センター体育館の耐震診断調査において、耐震性能の基準値を下回り、地震に対して倒壊の危険性が高いという結果が出ております。また昭和４２年建築で、築後４４年経過しているため、施設の老朽化が激しく、財務規則第１３０条に規定します用途廃止に伴いまして、別表中、２、体育館を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２７ 議案第４３号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第２７、議案第４３号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

- 建設課長（山口純志君） 議案第４３号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の道園団地、江口団地につきましては、木造建築物の耐用年数３０年を大きく上回り、築５０年以上が経過しております。芦北町公営住宅等１０ヵ年計画においても、両団地とも用途廃止計画団地となっており、昨年６月と９月に退去者があり、空き家となりましたので、今回、各団地１戸ずつ取り壊すために、一部条例の改正をするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。
これから議案第４３号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２８ 議案第４４号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

- 議長（藤井公明君） 日程第２８、議案第４４号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務部長。

- 総務課長（坂梨 優君） 議案第４４号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

熊本市における、平成２４年４月１日の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本県市町村総合事務組合の事務所の所在地名に東区が加わったことにより、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の組織、事務及び規約の変更については、地方自治法第２９０条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第29 議案第45号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 議長（藤井公明君） 日程第29、議案第45号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第45号、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更する規約の改正について、御説明いたします。

今回の変更は、熊本市における平成24年4月1日の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の事務所の所在地名に東区が加わったことにより、規約の一部を改正するものです。

附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から適用するものです。なお、提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第30 議案第46号 財産の取得について

○議長（藤井公明君） 日程第30、議案第46号「財産の取得について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第46号、財産の取得について御説明申し上げます。
本案については、芦北町役場本庁及び町立の小中学校等で使用します電算機器の購入に係る契約でございます。

- 1 契約の目的 総務課「電算機器」購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,021万6,500円
- 4 契約の相手方 熊本県上益城郡益城町田原2081番地12
株式会社 エヌジェーケー熊本営業所
所長 緒方富雄

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

購入します機器といたしましては、ノートパソコン型50台、ソフトウェアとしてマイクロソフトオフィス2010、50本、一太郎2012、10本、また、プリンター10台、盗難防止のためのセキュリティーキット50組となっております。

入札の経緯について御説明いたします。工期内での確実な納入と、納入後の不具合への早急な対応を確保するため、県内に支店や営業所を有する電算機器の専門業者5社を指名いたしました。入札は5月21日に執行し、仮契約を、翌日5月22日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また、金額については消費税抜きで申し上げます。富士電機 IT ソリューション株式会社熊本支店、985万円。株式会社エヌジェーケー熊本営業所、973万円。富士ゼロックス熊本株式会社、辞退。リコージャパン株式会社九州営業本部熊本支社エリア営業部、1,010万円。日本電気株式会社熊本支店、辞退。以上の結果、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、973万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は70.19%であり、消費税込の金額は1,021万6,500円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。
これから議案第46号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

- 議長（藤井公明君）　ここで議案を配布するため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

- 議長（藤井公明君）　配布漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　配布漏れなしと認めます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３１　同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議長（藤井公明君）　日程第３１、同意第１号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君）　同意第１号、芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所　熊本県葦北郡芦北町大字宮崎２０５番地１

氏名　松本嘉子

提案理由は記載のとおりでございます。

松本氏は、現在、医療法人三松會（さんしょうかい）、三つの松と書きます、松本医院の理事長を務めておられ、医療法人の運営はもとより、地域に根差した医療の提供に努めておられます。氏は、千葉県の短大を卒業後、アメリカのロマリダ大学に４年間留学され、主に心理学を学ばれたのち、大塚製薬に勤務され、薬の副作用に関わる事例報告等の業務に携わってこられた経歴をお持ちです。現在、小学生の子どもさんをお持ちで、幼稚園の役員等の経験もあり、学校運営にも積極的に参加、協力いただいております。教育についてはもとより、大学で学ばれた専門知識など、高い識見をお持ちでございます。このように、これまでの豊富な経験と、地域社会においても幅広い信頼を得ておられますことから、議会の皆様方の御理解によりまして、御同意いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　討論なしと認めます。

これから同意第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は原案のとおり、同意することに決定しました。

- 議長（藤井公明君）　ここで議案の配布のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

- 議長（藤井公明君）　配布漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　配布漏れなしと認めます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３２　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長（藤井公明君）　日程第３２、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君）　諮問第１号、人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所　熊本県葦北郡芦北町大字田川１３１５番地３

氏名　中原紀子

この件につきましては、前任者の任期満了によりまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

中原紀子氏でございますが、芦北町の職員として、昭和４８年７月から平成１９年４月の退職まで３３年１０カ月の長きにわたり奉職され、その間、企画課を皮切りに総務課、町民課、税務課、福祉課、議会事務局など歴任されました。氏の温厚にして篤実な人柄は町民からの信望も厚く、また、豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤井公明君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　討論なしと認めます。

これから諮問第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号は原案のとおり、答申することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３３　議員派遣の件

- 議長（藤井公明君） 日程第３３、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法１００条および会議規則１１７条の規定により、お手元に配布のとおり派遣することといたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間および派遣議員に変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３４ 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出

日程第３５ 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第３６ 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出

日程第３７ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

- 議長（藤井公明君） 日程第３４から日程第３７までの、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

平成２４年第２回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午前１１時５７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員